

諮問日：令和2年12月9日（令和2年度（情）諮問第17号）

答申日：令和3年3月23日（令和2年度（情）答申第42号）

件名：和歌山地方裁判所における特定の破産事件においてどのような法的根拠と理由により免責許可決定がされたかが分かる文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、和歌山地方裁判所長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、和歌山地方裁判所長が令和2年10月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定の破産事件において、特定の破産者は、債権者に対して債権を害する目的で破産法252条1項に掲げられている債権者に不利益な法律行為（実証有り）を行っているにもかかわらず、特定の年月日、和歌山地方裁判所民事部裁判官は、特定の破産者に対し免責許可の決定をなされ、債権者には甚大な精神的苦悩と金銭的損害を与える結果を出した。

したがって、このような法を無視した結果を出したことについて、どのような法的根拠と理由によって裁きを行ったのかを知りたいので、謄写の方法による開示の申出をしました。その後、令和2年10月30日付けで司法行政文書不開示通知書が和歌山地方裁判所長から送付されてきましたが、開示しない

こととした理由は到底受け入れることのできない内容です。

地球上で、人を裁くのは人だけです。人は人を平等に裁くためルールを決めて、ルールに基づいて裁いている。ルールを無視して裁くのであればそれなりの根拠と理由を示さなければならないのではないのでしょうか。

この世で最も厳正に法を遵守しなければならない立場の裁判官が、法を無視した結果を出したことは信じられない。職権を行使すればそれに対する責任と義務が生じ、行為（結果）には責任をとり説明する義務があります。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。そして、裁判手続において作成され、事件記録に編てつされ、裁判部において保管している裁判事務に関する文書は、司法行政文書には含まれず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

本件開示申出文書は、特定の破産事件における裁判官の判断に関する事項が記載された文書であるが、これは裁判事務に関する文書であり、司法行政文書には当たらないことから、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年12月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年2月19日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、

裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされている。よって、司法行政文書には、裁判事務に関する文書に該当するものは含まれない。

そこで検討すると、本件開示申出文書は、本件開示申出書に記載された内容に照らせば、裁判官が特定の破産事件における特定の破産者について免責許可の決定をした法的根拠及びその理由が分かる文書であると解されるから、裁判官が破産手続という裁判手続において職務上作成した文書であって、事件記録に編てつされるなどして、裁判部において保管されている文書であると認められる。したがって、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書に該当すると認められる。

よって、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって司法行政文書には該当しないから、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

特定の破産事件において、特定の破産者は、債権者に対して債権を害する目的で破産法252条1項に掲げられてる債権者に不利益な法律行為を行い、債権者に甚大な精神的苦悩と金銭的損害を与えている、にもかかわらず、特定の年月日、和歌山地方裁判所民事部裁判官は、特定の破産者に対しどのような法的根拠と理由により免責許可の決定をなされ、債権者には不等な結果にしたことについて知りたい。